

## 原水水質検査結果書

No. eX1800783-001

No. 1/2

大隅鹿屋病院

様

平成 30年 12月 22日

厚生労働大臣登録機関 登録番号第191号  
建築物飲料水水質検査機関 登録番号第27水第6号

株式会社 東洋環境分析センター  
宮崎県宮崎県 〇〇番地  
Tel 0985-24-1111 0985-24-1166

水質検査部門管理者 蛭原 直輔

受付日	平成 30年 12月 13日	受付方法	当方採取
採取日	平成 30年 12月 13日	時刻	13時 45分
天候	当日曇 前日曇	温度	気温 12.1℃ 水温 19.6℃
検査期間	平成 30年 12月 13日 ~	平成 30年	12月 21日
採水者	原 雅志	区分責任者	理化学：川野 亜矢子 生物学：片平 千登世
試料名	飲料水(原水)	施設名	大隅鹿屋病院
採水場所	貯水タンク	水源種別	—

御依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	定量下限値	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	—	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表第1
大腸菌	/100ml	不検出	—	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表第2
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005	0.0005 以下	厚生労働省告示第261号 別表第7
セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
亜硝酸態窒素	mg/l	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	6.7 未満	0.1	10 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08	0.8 以下	厚生労働省告示第261号 別表第13
ホウ素及びその化合物	mg/l	0.02 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005	0.05 以下	厚生労働省告示第261号 別表第16
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004	0.04 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01 以下	厚生労働省告示第261号 別表第15
亜鉛及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.02 未満	0.02	0.2 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
鉄及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.3 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
銅及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	1.0 以下	厚生労働省告示第261号 別表第6
判定	判定・備考内容は最終頁に記載				
備考					

